

## レラン修道院運動

——五世紀、聖界に頭われたるガリアⅡセナトール貴族の動向をめぐって——

米 田 利 浩

【要約】 四世紀後半以降、アリウス派論争の渦中から頭著になってくる、クリスト教界の只中であって独自の伝統と主張とを掲げた統一体をガリアの地にうちたてようとするガリア聖界のバルティキユラリスムの傾向は、五世紀前半期を通じて頭在化し、ひいてはガリア教会内部の重大な変質をもたらしことになる。本稿では、四三〇年代を転機とするガリア教会内部のかかる変質を、ガリア教会のネガティブな『主体』からポジティブな主体への脱皮として把握、かかる変質のよってきたる所以のものを、当時、南東ガリアを中心に急速にその影響力を拡大しつつあったレラン修道院とそこに結集したセナトール貴族出身聖職者の強固な結合体に求めた。レラン修道院は、俗界においてのみならず聖界においても、司教職の独占相続を媒介として同族団的結合体の達成を指向しつつあった当時のガリアⅡセナトール貴族の聖界における拠点としての性格を有していたのであり、したがって、かかる勢力によって担われたガリア教会の変質過程は、当時のガリアⅡセナトール貴族階層総体としての動向と軌を一にするものであった。

史料 五五巻五号 一九七二年九月

### はじめに

——本稿の課題と構成——

四〇六年十二月末日夜半にはじまるヴァンダル、アランを中核とするゲルマン諸部族によるライン渡河の敢行とガリア侵入は、皇帝ウァレンティニアヌス一世帝代のライン・ドナウ辺境防備の貫徹という一定程度の軍事的成果の上にガリアの地が享受したほぼ三〇年に及ぶ《小春日和》の時代の終焉とガリアにおける本格的な《大侵入時代》の開幕とを告げる事件であり、帝政末期のガリアにあって、特異な政治感覚と階級意識とを自らの内に醸成せしめてきたガリアⅡセナトール

ル貴族階層に大きな打撃を与え、ガリア＝セナトール貴族総体としてのかかる性向をより一層助長せしめるものとして、五〇〇年に及ぼんとするローマによるガリア支配の総決算を迫る深刻な意義を有する事件であった。これ以後、ガリア＝セナトール貴族は帝国政府を媒介とすることなく直接外王と直面せざるを得なくなるのであるが、こうした《蛮族》の侵寇の渦中であって、北ガリア出身の一《亡命》セナトール貴族の手によって南東ガリアの地に創建されたレラン修道院は、そのより完成された組織体制とガリア＝セナトール貴族階層の圧倒的支持とによって、《司教の養成所》として急速にその影響力を拡大、当時ローヌ峡谷を中心に中南部ガリアの地に強固な同族団的結合体を達成しつつ、独自の論理に基づいた政治勢力として自己を措定せしめていたガリア＝セナトール貴族階層の中にその基礎を固めていった。

ところで、五世紀のガリア聖界におけるふたつの顕著な動向、すなわち、四三〇年代以降明確にあらわれてくるアルル司教を中心とするガリア聖界における自足的な組織体の確立を指向する動きと、ほぼ同時期、四二〇年代末に南ガリアに伝わった聖アウグスティヌスの《恩寵と自由意志》に関する教説をめぐる論争の中から後世セミ・ペラギウス説の名をもつてよばれるにいたる独自の教義の確立の動きとは、ともに、ダマス以降、帝国政府の支持を背景に、自らを頂点とするヒエラルヒーの確立を企図する教皇庁のガリア聖界に対する深刻な不信の念を抱かしめるところとなり、それは四四五年のワーレンティニアヌス三世帝権の介入によって最終的な局面をむかえる両者の対立を招来せしめることとなるにいたるのである。

本稿では、まず先にのべたレラン修道院とガリア＝セナトール貴族との関係についての考察をおこない、しかる後に、セナトール貴族出身聖職者を中核とする五世紀のガリア聖界のかくのごとき自律的動向とレラン修道院との関係を探ることによって、当時のガリア＝セナトール貴族の動向の具体相の一端を明らかにすることが、その主要課題となる。

さて、レラン修道院の性格、その古代末期ガリア社会における位置づけに関しては、いうまでもなく先学の研究が存在するわけであるが、それらはいずれもかかる本稿の問題意識からして決して満足すべきものではない。

このことを、多少のニュアンスの相違はあれ、これら先学のレラン修道院評価が集約され得るN・K・チャドウィックの見解にみてみよう。

すなわち、女史によれば、古代末期ガリア史におけるレラン修道院の意義は、同修道院がクリスト者であると同時に伝統的な古典古代的教養の唯一の担い手でもあったガリア・セナトール貴族の結集点として、ガリアに侵寇し、ガロ・ロマン貴族社会をも侵しつつあった全般的な *Barbarisierung* に抗する主要に知的活動の中心地であったところにある、とされているのである<sup>①</sup>。

だが、かくのごとき評価は、レラン修道院とガリア・セナトール貴族との密接な関係をふまえた上でなされたものであるにもかかわらず、《知的》な面での両者の結びつきをのみ強調するあまり、実は、当時のガリア・セナトール貴族が総体として有していた特異な政治指向とレラン修道院との関係についての考察が欠落しており、それ故に一面的であるという批判をまぬがれないものであるといわなければならない。

同様の批判は、西欧修道制の展開の中でレラン修道院の位置づけをおこなったF・プリンツの研究に対してもあてはまる。

プリンツは、レラン修道院の創設が五世紀初頭におけるローマ勢力による北ガリア放棄と密接に関連しあった現象であり、したがって、政治情勢のかくのごとき急変に直面したガリア・セナトール貴族のひとつの対応現象としてレラン修道院の創設を正確に位置づけながらも、当時のガリア・セナトール貴族出身聖職者を中核とするガリア聖界の動向との関係については、遂に沈黙しているのである<sup>②③</sup>。

以上のことから、本稿は、一面においてはかくのごとき先学によるレラン修道院評価に対する再評価という意味をもつものであるにもかかわらず、その構成においては、五世紀ガリア史総体におけるレラン修道院の位置づけという問題意識から出発する先にのべた本稿の主要課題に関する体系的研究についてはいまだこれを知らないものであり、したがって、全

ての研究がその出発点において《批判》であるというがごとき形式は本稿においてはとられない。本稿の構成は四つの章から成るが、うち、《一、レラン修道院》、《三、ガリア教会とバトリア・ナトゥラエ》とは、それぞれ先学の研究をふまえた、それぞれの課題に関する個別的な考察である。個別的な考察ではあるが、なによりも企図したところは、両章に貫徹しているところの体系的な事実の考察であり、したがって、個々の章について個々におこなわれた作業が《むすび、レラン修道院運動》に還元、収斂されるがごとき個別的考察である。《二、ローニアとガリア＝セナートル貴族》においては、本稿における考察がいかなる《地平》においてなされたものであるのかについてが確認される。

① N. K. Chadwick, *Poetry and Letters in Early Christian Gaul*, A. C. Cooper-Marsdin, *The History of the Islands of the Lérins*, 1965, pp. 146-169. 1913, p. 43.

また、同様の評価は、例えど、

H. Morris, *L'Abbaye de Lérins*, 1909, pp. 290-292.

② F. Plinz, *Frühes Monchum in Frankenreich*, 1965, SS. 47-58.  
③ Cf. *Ibid.*, S. 51. など本稿六八頁参照。

## 一 レラン修道院

レラン修道院<sup>①</sup>は、コンスルの家系に名を連ねる北ガリア出身のセナートル貴族、ホノラートゥスによって、Prov. Nal-bonensis Secunda、フレジウス司教管区内の地中海岸に浮ぶ一小島、《Insula Lerina》に、五世紀初頭（遅くとも四一〇年以前）創建された、南ガリアにおける最初の本格的な修道院であり、五世紀を通じて、西方世界最大の修道院として、その後の西ヨーロッパ修道制の展開に多大の影響を及ぼすものであったと同時に、ガリア＝セナートル貴族層の圧倒的關心と支持とを背景に、例えば、シドニウス・アポリナリスの《quantos ilia insula plana (= ins. Lerina) miserit in caelum montes》<sup>②</sup>なる讃嘆にもうかがわれるごとく、《司教の揺籃、養成所》として、修道士的教育と訓練とを受けた多数の《僧形の司教—Moines évêques—》を組織的かつ持続的にガリアの地におくりこみ、<sup>③</sup>当時のガリア聖界に深刻な影響を及ぼした修道院であった。

本章においては、まず創設当初のレラン修道院の修道形態について考察し（Ⅰ）、ついで、五世紀のガリアにみられる顕著な現象、すなわち、セナートル貴族出身聖職者の急増、の意味の確認を媒介として、レラン修道院とガリア＝セナートル貴族との関係がいかなるものであったかを確認し、あわせて、レラン修道院の影響が、五世紀を通じて、ガリアのどの地域に及ぶものであったかという問題——いわゆる教線設定の問題——に言及したい（Ⅱ）。

## I

レラン修道院の修道形態は、約言すれば、明確な生活規則（Regula の存在／＼）の下に、A・H・M・ジョーンズの分類する④《coenobium》と《laurae》との複合形態、すなわち、寝食を共にする共同生活を営む修士（monachus）と、散居独房（cella）に居住し、隠修士（eremus）としての生活を営む僧とが併存するという形態をとる比較的強固な組織体としての性格を有していたことが推測され、総じて、その修道理念においては、オリエント・エジプトの修道制の濃厚な影響を受けつつも、ガリア独自の修道制の設立をめざしていたものであり、したがって、隠修士の存在も東方の修道制にしばしうかがうことのできる極端な禁欲主義的性向がレラン修道院において存在していたことを示すものではなかった、といえる。

以下、具体的に以上のことを検討しよう。

まず、レラン修道院が、その創設時において受けた直接的影響が何処に求められるかということに関して、例えば、ホノラートゥスが同修道院の創設に先立ってギリシアにその求道の旅をしているという事実に着目するN・K・チャドウィックは、ギリシア、小アジアに普及していたカエサリアのバシレイオスのよく組織された修道形態——パッコミウスによってその基礎が固められた《coenobium》の発展形態、もしくは、より整備された形態——こそ、レラン修道院の修道形態の直接の基礎となったものであると論じ、創設当初に受けたギリシアの影響こそ、西方世界における知的活動の中心として

のレラン修道院の急速な発展を約束する大きな要因となったと主張する<sup>⑦</sup>。しかしながら、チャドウィックのかかる指摘の正否は問わないまでも、オリエント・エジプトの修道制、なにかんずく、エジプトの砂漠の隠修士の厳しい禁欲主義的修道形態が、レラン修道院の修道理念と修道形態に与えた影響は決して無視することのできない深刻なものがあったといえる。例えば、レラン修道院が生んだ五世紀ガリア最大の神学者でセミ・ペラギウス派の領袖であったリエーズ司教ファウストゥスのレラン修道院時代におけるその禁欲的求道精神は、シドニウス・アポリナリスの証言によれば、絶えずエジプトの砂漠の教父達の厳しい求道の生涯の生活によって鼓舞されていた、という。また西ヨーロッパ修道院の事実上の基礎を築いた人物といわれるヨハネス・カッシアヌスは、その著「共住修道院掟則について」の序文において、「この地方（ガリア）において、厳しい気候、あるいは習慣の相違という障害故に、エジプトの Regula の何程かは不可能であり、または困難であると思う場合、パレスティナ、メソポタミアに拡がっている修道制をある程度それに加味する<sup>⑧</sup>」と記しているが、この言葉は、その背後に当時の南ガリア聖界に一般的であった砂漠の《anachoreta》への憧憬<sup>⑨</sup>に対する反省の念がこめられていると同時に、エジプトの修道制をそのままガリアの地に適用することが事実上不可能であることを認めながらも、なおかつカッシアヌス自身、あくまでもエジプトの禁欲主義的色彩の濃い修道制を自己の理想としていたことを如実に示している<sup>⑩</sup>。かれのもうひとつの著作である「Collationes」は、その多くの章が、レラン修道院の関係者に献じられているが、その内容は、かれが実際に中近東、エジプトにおいて体験した砂漠の隠者達の求道の日々を伝えたものに他ならない<sup>⑪</sup>。E・マールが美術史の上から、円屋根で三弁模様のあるレラン修道院の会堂建築とエジプトのそれが《奇妙にも符合する》ことを指摘して、レラン修道院とエジプトとの密接な関係を示唆していることも考慮に入れなければならない。かくのごとく、レラン修道院の修道理念、修道生活には、他の何にもましてエジプトの厳しい禁欲主義的修道形態が与えた根強い伝統と影響とは覆うべくもなくなうかがわれるのである<sup>⑫</sup>。

さて、レラン修道院においては、六世紀にいたるまで成文化された修道院掟則は存在してはいない<sup>⑬</sup>。だが、成文化され

たものではなくともレラン修道院がすでにホノラートゥスの時代から《Regula》とよび得るものを有していたことは、

(i) 「ホノラートゥス伝」において、ヒラリウスは、ホノラートゥスが定めた不寝番 (vigilia) と断食 (jejunitas) に関する《lex》の存在について言及していること<sup>⑮</sup>、

(ii) シドニウス・アポリナリスは四七〇年頃の書簡において、オーヴェルニュの《monasterium》の長であったアウクサニウスに対して、レラン修道院、あるいは、Grinicensium の修道院の規則 (statuta) の適用を勧めていること<sup>⑯</sup>、などから間接的にではあるが確認され得る。この《Regula》の直接の起源に関しては、パッコミウス、あるいはバシレイオスと種々の場合が想定され、前述、カッサーヌスの「共住修道院掟則」の完成(四二六年頃)以降は、ガリア独自の修道制の確立を求める南ガリア聖界の要請に基づいて作られたこの掟則がレラン修道院の修道制の基礎となったことは疑いない。ともかく、これらの掟則は、相互に関連をもった総じて高度に組織化された修道形態を要求するものであり、したがって、これらのいずれにせよ、その影響を受けた《Regula》の下に、レラン修道院は、比較的強固な組織体としての性格を有していたことが考えられる。

実に、かくのごとき《Regula》の存在こそ、レラン修道院に、より一層の内的エネルギーと組織的張力とを付与せしめ、レラン修道院の組織的かつ持続的發展を約束せしめる当の前提となるのであり、レラン修道院がかくのごとき比較的強固な組織原理に立脚していたということこそ、F・ブリントの指摘によるならば、そのより濃厚なオリエンタ的要素とあいまって、トゥールのマルティヌスの修道院運動にはじまる《アキタニア修道制—Aquitaischen Mönchtum—》とレラン修道院を中心として展開される《ローヌ修道制—Rhonemönchtum—》との構造的差異の拠ってきたところのものに他ならなかった<sup>⑰</sup>。

さて、以上のことから明らかなごとく、レラン修道院の修道形態の具体相に関しては、より組織化された《coenobium》の形態をとることがほぼ確認し得るのであるが、例えば、リヨン司教エウケリウスがアルル司教ヒラリウスに献じたレラ

ン修道院讃美の書(簡)である「De laude eremi」において、同修道院における《エジプトの教父達を我々ガリア人に伝える散居独房に住む聖者達》<sup>②</sup>の存在を伝えていることに留意しなければならない。同様に、シドニウス・アポリナリスもまた、ソワソン司教プリンキピウス<sup>③</sup>、リエーズ司教ファウストゥス<sup>④</sup>にあてた書簡において、それぞれ、レラン修道院における《concellita》<sup>⑤</sup>あるいは《cellanus》の存在を伝えている。レラン修道院の修道形態を《coenobium》と《laurae》との複合形態であったとする所以である。かくのごとき散居独房とそこで生活する隠修士との存在は、エジプトの禁欲主義的修道精神に対する先に述べたレラン修道院の憧憬を物語るものであろうか。

## II

さて、シドニウス・アポリナリスは、ブルジュ司教選挙の詳細を報じた四七二年のトゥール司教ベルペトゥウス宛の書簡において、かれが《Simplicius vir spectabilis》<sup>⑥</sup>をブルジュ司教に推挙した理由を大略つぎのようにのべている。すなわち、現在のこの地方、当市の状況を考慮した上で、それにふさわしい人物として、自分は《familiae dignitatis》<sup>⑦</sup>の出自であるシムプリウスを司教に推挙したのである、と。シムプリウスは結局シドニウス自身によって当該司教に叙任せられているのであるが、我々は、この書簡において何よりもまず、五世紀に入って顕著になってくるガリアにおけるセナトール貴族出身聖職者の急増という現象の意味<sup>⑧</sup>を二点にわたって汲み取らなければならない。シドニウスの言う《praesentianum》<sup>⑨</sup>とは、明らかに、四六九年をまっけて、Prov. Aquitania Secunda からロワール右岸への本格的侵襲を開始したユーリック麾下の西ゴートによる脅威を直接には示していると解すべきであるが、かかる状況は、四〇六年～七年のゲルマン民族の侵入以降、ガリアのいわば常態であったことをふまえるならば、すでに司教座の周辺に都市(civitas)の《patrons》としての支配権を現実に行使していたセナトール貴族の政治的指導層としての手腕を聖界においても行使することが、いわば時代の要請として在った<sup>⑩</sup>ということが容易に理解され得るであろう。また他方では、シドニウスによ

って《familiae dignitatis》の出自であることが直截に司教となる前提条件として把握せしめられていることから容易に推測されるように、当時のガリア・セナトール貴族にとっても、司教職とは、F・プリンツの言う、かれらの一種の《Apanage》とて映っていたのであり、《Apanage》がまさしく特権身分の物質的保障の謂である如くに、司教職はかれらにとってはその政治的、社会的指導層としての身分と階級意識との基盤たるべきものとして追求すべき対象となっていたのである。ここにおいて我々は、創設者ホノラトゥスをはじめとして、後のアルル司教ヒラリウス、トロワ司教ループス、リエーズ司教ファウストゥス等のレラン修道院の伝統の確立と教線拡大の担い手となった諸司教に関して、その共通の社会的出自（シドニウスの言う《familiae dignitatis》の出自）と共通の出身地（外庄の直接的、かつ持続的な脅威下にあった北ガリア）とがF・プリンツによって強調されているということに着目しなければならない。<sup>②</sup>四世紀後半以降、高まりつつあった外庄への危機感から、南ガリア、あるいは北イタリアの地中海岸へ避難所を求め、隠遁するという現象がひとつの社会的趨勢とまでになるにいたり、それが、ガリアの地の修道院運動の興隆に少なからぬ影響を与えることになった、ということは、例えば、T・S・ホームズ等によってすでに指摘されているところであるが、かかる現象をふまえるならば、右に挙げた諸司教の動向をもつて、南ガリアの地に移住していった北ガリア出身《亡命》セナトール貴族総体としての動向の典型として把握するF・プリンツの見解は十二分に蓋然性をもったものであるといえるであろう。すなわち、かれらは、南ガリアにあって、その地に求め得るかれらの姿勢を反映するに足る最良の場として聖界をえらび、まさしくかれらの《Apanage》として聖職の獲得を志向していったのである。<sup>③</sup>

さて、四二八年、ローマ教皇ケレスティヌスによって、Viennensis, Narbonensis の諸プロヴィンシアの諸司教に送付された教皇令の中の一節、《異郷の者(peregrini)、部外者(extranei)は、その地の教会の聖職者に倣しな<sup>④</sup>》という条は、当時、南ガリアにおいて、異郷出身者、あるいは、俗人(平信徒)が聖職者になるという現象が見られたことを如実に物語っており、したがって、右のF・プリンツの見解を助けられるのであるが、レラン修道院は、実に、かくのごと

きセナトール貴族出身聖職者が、そこで強力な前衛としての修道士的教育と訓練とを受ける《司教の養成所》としての役割をその当初から担い、したがって、聖界におけるガリア・セナトール貴族の拠点としての性格を有していたとい得るのである。F・プリンツがレラン修道院を《亡命者の修道院》とよぶ所以であるが、ここにおいては（レラン修道院とガリア・セナトール貴族との関係においては）、当時のガリア・セナトール貴族一般のクリスト教信仰の在り方を示すひとつの典型としてしばしば論じられる、アウソニウスとかれのかつての教え子、ノラ司教パウリヌスとの間の《決定的な断絶》<sup>⑦</sup>は決して強調されてはならない。例えば、すでに、マルティヌスの創建にかかるトゥール郊外、ロワール河岸の禁欲主義的色彩が濃厚だといわれるマルムーティエ修道院においても多数のセナトール貴族の存在が確認されることから明らかにように、禁欲主義をその理想として標榜しつつも、当時のガリアの修道制は基本的にはオリエントの修道院運動にしばしば見出されるがごとく極端な禁欲主義とは無縁なものであった。当時のガリアの地の精神活動は、主に、古典古代的教養の唯一の担い手であったセナトール貴族によって支えられていたのであり、したがって、修道院運動の理念も、ガリアにあつては、セナトール貴族の手によって古典古代的精神の土壌に移され、調和を重視する風潮の下で、ガリアの修道制は現実には《*ascetic*》な性格よりも《*austere*》な性格をより強く有していたが故にである。<sup>⑧</sup> リヨンの伝記作家、コンスタンティウスの記述にみられるがごとく同時代人のレラン修道院出身聖職者に対する称讃の言葉は、俗界における政治的指導層たるセナトール貴族としての精神的、政治的エネルギーをガリアの地のクリスト教化のために投入するセナトール貴族出身聖職者の姿を彷彿せしめるものと共に、セナトール貴族の聖界における拠点、結集点としてのレラン修道院の姿を伝えてあまりあるものがあるといえるのである。<sup>⑨</sup>

かくのごときレラン修道院がその創設当初から有していた性格は、五世紀を通じて、同修道院の影響がガリア各地へ急速に波及、拡大していくにあたって、その展開過程に注目すべき特異な様相を付与せしめることになる。すなわち、五世紀にあつて、レラン修道院の直接の影響下にあつた地域は、タランテーズを東端とし、ローヌ峡谷を軸として北上、トロ

ワにいたるまでの地であり、西端は、トロワクレモン、クレルモンアルをそれぞれ結ぶ線と想定して大過はないと思われるのであるが、当該地域への教線拡大の担い手となった同修道院出身聖職者達の多くが血縁関係において結ばれ、総体として同修道院を軸とする同族团的結合体をもいふべき結合体を現出せしめているという事実がこれである。この事実は、例えば、創設者ホノラートゥスと後のアル司教ヒラリウスとが親戚関係にあったと推測され、更にヒラリウスとトロワ司教ループスとが姻戚関係にあったこと、<sup>④</sup>リヨンの名家、ガリアセナトール貴族の名門、リヨン司教エウケリウスの二人の息子がレラン修道院で学んだ後、それぞれ、ジュネーブ、ヴァンスの司教として派遣されたこと、等に端的に示されている。しかもかかる同族团的結合体は、例えば、レラン修道院出身、フレジユス司教テオドルスとアプト司教カストールとが兄弟であったと考えられていること<sup>⑤</sup>にうかがわれるように、単に、レラン修道院出身聖職者間に限られることなく、広くガリア聖界に拡大していくものとしてあった、ということができる。かくのごとき、レラン修道院を結集点として、ローヌ峡谷沿いの中南部ガリアの地に現出したところの、強固な司教団の同族团的結合体、これを我々は《レラン＝シュール》とよびたいと思う。<sup>⑦</sup>

さて、後に見るように、当時のガリアセナトール貴族は、婚姻関係を媒介とする強固な同族团的結合体を総体として指向していたのであるが、このことをふまえるならば、本節の脈絡において、《レラン＝シュール》をセナトール貴族のかかる指向の、聖界における顕われとして性格づけることが許されるであろう。したがって、かかるものとしての《レラン＝シュール》の動静は、基本的に、当時のガリアセナトール貴族総体の動静と、その性格において軌を一にするものであった。

したがって、次章において我々は当時のガリアセナトール貴族の動静に関しての一般的把握を試みなければならない。

① 同時代人シドニウス・アポリナリスは「この修道院を<sup>①</sup>coenobium

② Sid. Carm. XVI, 109-110.

③ *Liinense* とよんでゐる。Sid. Ep. VIII, xiv, 2.

④ Cf. N. K. Chadwick, *op. cit.*, p. 150, 212; A. C. Cooper-Marsdin,

- op. cit.*, pp. 44-47; I. Plinz, *op. cit.*, SS. 60-61.
- ① A. H. M. Jones, *The Later Roman Empire*, 1964, v. II, p. 929.
- ② Cf. S. Hilarius Arelatensis Episcopus, 'Sermo de Vita S. Honorati', C. II, 12, 13, 14. (J. P. Migne, P. L., t. I, col. 1255-1256).
- ③ 『シノウキスツヰ』卷四ノ六ノ三ノ二ノ一ノ二ノ三ノ四ノ五ノ六ノ七ノ八ノ九ノ十ノ十一ノ十二ノ十三ノ十四ノ十五ノ十六ノ十七ノ十八ノ十九ノ二十ノ二十一ノ二十二ノ二十三ノ二十四ノ二十五ノ二十六ノ二十七ノ二十八ノ二十九ノ三十ノ三十一ノ三十二ノ三十三ノ三十四ノ三十五ノ三十六ノ三十七ノ三十八ノ三十九ノ四十ノ四十一ノ四十二ノ四十三ノ四十四ノ四十五ノ四十六ノ四十七ノ四十八ノ四十九ノ五十ノ五十一ノ五十二ノ五十三ノ五十四ノ五十五ノ五十六ノ五十七ノ五十八ノ五十九ノ六十ノ六十一ノ六十二ノ六十三ノ六十四ノ六十五ノ六十六ノ六十七ノ六十八ノ六十九ノ七十ノ七十一ノ七十二ノ七十三ノ七十四ノ七十五ノ七十六ノ七十七ノ七十八ノ七十九ノ八十ノ八十一ノ八十二ノ八十三ノ八十四ノ八十五ノ八十六ノ八十七ノ八十八ノ八十九ノ九十ノ九十一ノ九十二ノ九十三ノ九十四ノ九十五ノ九十六ノ九十七ノ九十八ノ九十九ノ百。
- P. Labriolle, Les Débuts du Monachisme. (A. Fliche et V. Martin, *Histoire de l'Église*, t. III, 1950, pp. 343-344.)
- ④ N. K. Chadwick, *op. cit.*, pp. 149-150.
- ⑤ Sid., Carm. XVI, 99-103.
- ⑥ J. Cassianus, 'De coenobiis institutis', praefatio, (J. P. Migne, P. L., t. XLIX, col. 60)
- ⑦ Cf. Sid. Carm. XVI, 97; O. Chadwick, *John Cassian*, 1968, pp. 50-51.
- ⑧ *Ibid.*, pp. 52-54.
- ⑨ *Ibid.*, passim.
- ⑩ E. Male, *La Fin du Paganisme en Gaule*, 1950, p. 262.
- ⑪ Cf. F. Plinz, *op. cit.*, p. 94; É. Griffe, *La Gaule Chrétienne à l'Époque Romaine*, t. III, 1965, pp. 329-331.
- ⑫ H. Moris, *op. cit.*, pp. 22-24.
- ⑬ S. Hilarius, Sermo de Vita S. Honorati, C. IV, 18. (J. P. Migne, P. L., t. I, col. 1259).
- ⑭ Sid. Ep. VII, xvii.
- ⑮ Cf. F. Plinz, *op. cit.*, S. 72; É. Griffe, *op. cit.*, t. III, p. 335; T. S. Holmes, *The Origin and Development of the Christian Church in Gaul*, 1911, p. 289.
- ⑯ 『シノウキスツヰ』卷四ノ六ノ三ノ二ノ一ノ二ノ三ノ四ノ五ノ六ノ七ノ八ノ九ノ十ノ十一ノ十二ノ十三ノ十四ノ十五ノ十六ノ十七ノ十八ノ十九ノ二十ノ二十一ノ二十二ノ二十三ノ二十四ノ二十五ノ二十六ノ二十七ノ二十八ノ二十九ノ三十ノ三十一ノ三十二ノ三十三ノ三十四ノ三十五ノ三十六ノ三十七ノ三十八ノ三十九ノ四十ノ四十一ノ四十二ノ四十三ノ四十四ノ四十五ノ四十六ノ四十七ノ四十八ノ四十九ノ五十ノ五十一ノ五十二ノ五十三ノ五十四ノ五十五ノ五十六ノ五十七ノ五十八ノ五十九ノ六十ノ六十一ノ六十二ノ六十三ノ六十四ノ六十五ノ六十六ノ六十七ノ六十八ノ六十九ノ七十ノ七十一ノ七十二ノ七十三ノ七十四ノ七十五ノ七十六ノ七十七ノ七十八ノ七十九ノ八十ノ八十一ノ八十二ノ八十三ノ八十四ノ八十五ノ八十六ノ八十七ノ八十八ノ八十九ノ九十ノ九十一ノ九十二ノ九十三ノ九十四ノ九十五ノ九十六ノ九十七ノ九十八ノ九十九ノ百。
- E. Griffe, *op. cit.*, t. III, p. 335; E. Male, *op. cit.*, p. 262. 『シノウキスツヰ』卷四ノ六ノ三ノ二ノ一ノ二ノ三ノ四ノ五ノ六ノ七ノ八ノ九ノ十ノ十一ノ十二ノ十三ノ十四ノ十五ノ十六ノ十七ノ十八ノ十九ノ二十ノ二十一ノ二十二ノ二十三ノ二十四ノ二十五ノ二十六ノ二十七ノ二十八ノ二十九ノ三十ノ三十一ノ三十二ノ三十三ノ三十四ノ三十五ノ三十六ノ三十七ノ三十八ノ三十九ノ四十ノ四十一ノ四十二ノ四十三ノ四十四ノ四十五ノ四十六ノ四十七ノ四十八ノ四十九ノ五十ノ五十一ノ五十二ノ五十三ノ五十四ノ五十五ノ五十六ノ五十七ノ五十八ノ五十九ノ六十ノ六十一ノ六十二ノ六十三ノ六十四ノ六十五ノ六十六ノ六十七ノ六十八ノ六十九ノ七十ノ七十一ノ七十二ノ七十三ノ七十四ノ七十五ノ七十六ノ七十七ノ七十八ノ七十九ノ八十ノ八十一ノ八十二ノ八十三ノ八十四ノ八十五ノ八十六ノ八十七ノ八十八ノ八十九ノ九十ノ九十一ノ九十二ノ九十三ノ九十四ノ九十五ノ九十六ノ九十七ノ九十八ノ九十九ノ百。
- O. Chadwick, *op. cit.*, p. 36.
- ⑱ F. Plinz, *op. cit.*, S. 62, 88, 91-92.
- ⑲ Cf. É. Griffe, *op. cit.*, t. III, p. 334.
- ⑳ S. Eucherius, Lugdunensis Episcopus, 'De laude Eremitarum Liniensem Presbyter', 42. (J. P. Migne, P. L., t. I, col. 711)
- ㉑ 'Gaiss in illo quondam coenobio Linienti spectabile caput Luporum concellita Maximorunque...' (Sid. Ep. VIII, xiv, 2)
- ㉒ '...de senatu Linienstium cellulanorum...' (Sid. Ep. IX, iii, 4)
- ㉓ Sid. Ep. VII, ix, 2.
- ㉔ *Ibid.*, 3.
- ㉕ Cf. K. F. Stroheker, *Der Senatorische Adel im Spätantiken Gallien*, 1948, S. 23.
- ㉖ Sid. Ep. VII, ix, 14.
- ㉗ C. E. Stevens, *Sidonius Apollinaris and His Age*, 1933, p. 114.
- ㉘ F. Plinz, *op. cit.*, S. 59.
- ㉙ *Ibid.*, SS. 49-51.
- ㉚ T. S. Holmes, *op. cit.*, p. 282; N. K. Chadwick, *op. cit.*, p. 143; O. Chadwick, *op. cit.*, p. 34.
- ㉛ F. Plinz, *op. cit.*, S. 48.
- ㉜ 蘇門答臘 'Cuperemus quidem' C. IV, 7. (J. P. Migne, P. L., t. I, col. 434) 『シノウキスツヰ』卷四ノ六ノ三ノ二ノ一ノ二ノ三ノ四ノ五ノ六ノ七ノ八ノ九ノ十ノ十一ノ十二ノ十三ノ十四ノ十五ノ十六ノ十七ノ十八ノ十九ノ二十ノ二十一ノ二十二ノ二十三ノ二十四ノ二十五ノ二十六ノ二十七ノ二十八ノ二十九ノ三十ノ三十一ノ三十二ノ三十三ノ三十四ノ三十五ノ三十六ノ三十七ノ三十八ノ三十九ノ四十ノ四十一ノ四十二ノ四十三ノ四十四ノ四十五ノ四十六ノ四十七ノ四十八ノ四十九ノ五十ノ五十一ノ五十二ノ五十三ノ五十四ノ五十五ノ五十六ノ五十七ノ五十八ノ五十九ノ六十ノ六十一ノ六十二ノ六十三ノ六十四ノ六十五ノ六十六ノ六十七ノ六十八ノ六十九ノ七十ノ七十一ノ七十二ノ七十三ノ七十四ノ七十五ノ七十六ノ七十七ノ七十八ノ七十九ノ八十ノ八十一ノ八十二ノ八十三ノ八十四ノ八十五ノ八十六ノ八十七ノ八十八ノ八十九ノ九十ノ九十一ノ九十二ノ九十三ノ九十四ノ九十五ノ九十六ノ九十七ノ九十八ノ九十九ノ百。
- F. Plinz, *op. cit.*, S. 47.
- ㉝ Cf. S. Dill, *Roman Society in the Last Century of the Western Empire*, 1910, pp. 180-181.

②⑧ 徳田直宏「トウールのマルティヌスの修道院運動」『西洋史學』六九号、一九六六年、二を参照。

②⑨ N. K. Chadwick, *op. cit.*, p. 240.

③⑩ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹 㿺 㿻 㿼 㿽 㿾 㿿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅

ルル移転<sup>④</sup>によって決定的なものとなり、それに伴って、すでにゲルマン民族のガリア侵入の前夜において、ガリア・ベルギカ地方のセナトール貴族の帝国支配権のいまだ貫徹している地方（アルル、より一般的には、ローヌ峡谷を中心とするガリア中南部）への漸次の南下の現象を生み出すにいたっているのである<sup>⑤</sup>。

さて、四一八年四月一七日付で、当時アルルに在ったガリア近衛総督（Praefectus Praetorio Galliarum）アグリコラに送付された、ホノリウス、テオドシウス二世、両帝の勅令は、この間の帝国政府の対ガリア政策のあり方を如実に物語るものであるといえる。すなわち、同勅令は、五世紀初頭、当時のガリア近衛総督ペトロニウスの下に設置された、ロワール河以南のガリアの七つの属州による七属州會議（Concilium Septem Provinciarum）の復活を指示し、七属州のうち西南ガリアの二属州（Aquitania Secunda, Novempopulana）を遠方に在るという理由で新たにはずした上で、同會議のアルルでの定期的開設を命じているのである。この勅令に、ガリアの地を二分することによって北ガリア放棄の姿勢をみずから明らかにし、ガリアにおける帝国政府の中枢機関をアルルに集中させ、南ガリアにおける支配権の貫徹を狙う帝国政府の企図を読みとるのは容易であろう<sup>⑦</sup>。なお、同勅令において七属州からはずされた二属州は、いうまでもなく、同年、hospitalitasとして西ゴートが定住を認められた地に他ならない<sup>⑧</sup>。

四世紀末から五世紀にかけての帝国政府によるかくの如き対ガリア政策の展開は、一方では、北ガリア辺境諸軍団に対する統制力の欠如からくるロワール河以北のガリアの地のセパティスム的傾向を成長促進せしめ、一連の篡奪政権を生ぜしめることになるが、他方、ガリアとイタリア、北アフリカ、更には、オリエンツ諸地方との接点というその地理的位置からくる重要性に加えて、帝国のガリア支配の最後の要としての政治的重要性をアルルに賦与せしめることとなり、かかる傾向は、属州ヴィエンスシスの統轄権をめぐるヴィエヌヌとアルルとの対立を招来せしめつつ、四一一年、ガリアの新支配者としてパトリキウスのコンスタンティウスがアルルに入城するにいたって、ガリアの首都としてのアルルの地位の確立<sup>⑨</sup>をもたらすことになるのである。

ところで、かくのごとき政治情勢の急変は、ガリア＝セナトール貴族総体としての動向にいかなる意味作用を及ぼすものであったのであろうか。

当時のガリア＝セナトール貴族は、より一般的には、帝国政府に対するにパルティキュラリスムの性向を顕わにしつつ、ガリアにあつては、官職の独占、裁判権、免税特権の獲得を志向し、属州におけるローマ的なものの拠点としての都市機能の急速な喪失<sup>⑮</sup>の中にあつて、ローマ的なものの唯一の担い手をもって任じ、また、そのケルト的土着土豪の出自を充分に予想させるケルト的伝統の復興の担い手として特異な姿勢を堅持、重層的な婚姻関係を媒介することによって、C・ジュリアンが《セナトール王国》とよんだ強固な同族団の結合体を達成するにいたっているのであるが、<sup>⑯</sup>いうところの《古代末期》におけるガリア＝セナトール貴族総体としてのかくの如き動向、それは何よりもまず、その大所領を自己の権力基盤とする、それ故により強固に土着的性格を有するひとつの社会勢力としての独自の方向性を有したものと把握されるべきであり、したがって、帝政末期におけるセナトール貴族の支配能力、あるいは政治的能力の喪失云々という一般的理解<sup>⑰</sup>に関しては安易には承服できないものがあるといわなければならない。それでは、かかるかれらの動向は、いかなる視点からこれを再構成すべきであるのか、ここにおいて、《ローマニア》なる語をもって示される帝政末期の特異な思想状況を我々は考慮に入れなければならない。

《ローマニア》とは、J・ツァイラーによれば、単に《オルビス・ロマーヌス》あるいは《イムペリウム・ロマーヌム》なる概念を包摂するにとどまらず、およそローマ帝国の一体性、あるいは一体感、ローマ的なものを示すあらゆるものの表象<sup>⑱</sup>であつた。またそれは、F・パシューによれば、《バルバリーア》の直接的かつ持続的外圧に直面した四世紀以降のローマ帝国にあつて、帝国の精神的、物質的秩序を守るべく、知的エリートの間<sup>⑲</sup>に芽生えた、主要に《ナショナル》な感情の表象<sup>⑳</sup>であつた。ゲルマン民族の本格的脅威に晒された四世紀以降、文芸活動の領域において、クリスト者、異教徒たるを問わず、一種の《パトリオティスム》の高揚が確認せられるということは、すでに周知の事実となっているのであるが、

これらのことをふまえるならば、《ローマニア》なる語は、かかるパトリオティスムの表象であり、したがって、この語によって表象される世界は、なによりもまず、野蠻、未開の徒から守るべき世界であって、それは、知的エリートがそれをもってエリートたり得る洗練された文化と共通の社会的利害に基づいたひとつの共同体に他ならなかったといひ得る。

さて、四世紀後半、ガリアの地はラテン文芸の華やかな開花、S・ディルが《Gallic Renaissance》とよんだ。ガロ・ロマン文化の最盛期をむかえるが、この時代は、D・M・アウソニウスに明らかなごとくに、ガリア・セナトール貴族の内面において、異教的精神とクリスト教的精神、土着的なものとローマ指向的なものが対立しつつも微妙に融合しあっていた時代であった。この時代、ガリアにあっては、都市ローマの崇高性、卓越性がガリアの地の郷土愛的讚美と共に、高らかに歌いあげられているのが確認せられるのであるが、ガリア・セナトール貴族の有したかかるローマ指向的なもの、それは、帝政末期のパトリオティスムの高揚という前述したがごとき思想状況の中でのみ、まさに前述したがごときものとして、その正確な位置づけがなされなければならない。

そして、かくのごとき位置づけがなされるガリア・セナトール貴族の有したローマ指向的性格は、それと対極をなすものとしての土着的性格と微妙な絡み合いをみせつつ、かれらの特異な政治感覚を醸成せしめていくのであり、したがって、かれらの動向は、F・ペシュエの指摘する《二つのパトリア》、すなわち、《パトリア・ナトゥラエ》と《パトリア・コンムニニス》との併存、ないしは対立、という地平において、これを把握しなければならないと思われる。

以上が、ガリア・セナトール貴族の動向がかれらに固有の、独自の性格を有するものであったという所以であるが、かかる傾向は、かれらのローヌ峡谷を中心とする中南部ガリアへの漸次の結集、テオドシウス帝家断絶(四五五年)前後の中央政界における政局の紊乱、等によって急速に促進され、イタリアにおける《無能かつ脆弱な》支配者に対するかれらの不信の念を増大せしめ、あるいは、みづから《ローマニア》の守護者たらしめとして、オーヴェルニュ出身の生粋のガリア人皇帝をローマに送りこみ、あるいは、イタリアにおける不正の支配者に抗してローマ帝権を守るべく、ブルグンド、西

ゴートの軍事力を背景に盟約を結び、帝国政府に反旗をひるがえすといった四五〇年代以降の一連の複雑な政治情勢の展開となつてあらわれてくるのである。<sup>⑮</sup>この時期のガリア＝セナトル貴族総体としてのかくの如き政治動向の軌跡は、F. ローが《ガリアにおけるローマニアの苦悩》といみじくも評した如く、より直接的には、《蛮族》の侵寇と帝国宗主権の漸次的後退とに直面したガリア＝セナトル貴族の一種特有なパトリオティックな対応の顯われに他ならなかった。四世紀末から五世紀にかけてのガリアの地の政治情勢の急変がガリア＝セナトル貴族に及ぼした意味作用とは以上のこととをめぐつたのである。

- ① J. Hatt, *Histoire de la Gaule Romaine*, 1959, pp. 348-349.
- ② C. Julian, *Histoire de la Gaule*, t. VII, pp. 319-321; É. Griffe, *op. cit.*, t. II, p. 14.
- ③ Cf. C. Julian, *op. cit.*, t. VII, p. 318.
- ④ J. Hatt, *op. cit.*, p. 349.
- ⑤ K. F. Stroheker, *op. cit.*, S. 19-20; F. Pflanz, *op. cit.*, S. 47-48.
- ⑥ "FACTAM AD VIRUM INLUSTRUM AGRACOLA PRAEFECTUM GALLIARUM", (M. G. H., *Epist.* t. III, col. 13-14.)
- ⑦ Cf. F. Lot, *La Gaule*, 1947, reed. 1967, p. 353.
- ⑧ E. A. Thompson, *The Settlement of Barbarians in Southern Gaul*, (*J. R. S.*, v. XLVI, pp. 65-66.)
- ⑨ J. Hatt, *op. cit.*, p. 349.
- ⑩ *Ibid.*, p. 359.
- ⑪ É. Sain, *La Civilisation Mérovingienne*, t. I, 1950, p. 137; N. K. Chadwick, *op. cit.*, p. 142.
- ⑫ Cf. É. Griffe, *op. cit.*, t. I, p. 339.
- ⑬ F. Lot, *op. cit.*, pp. 324-326.
- ⑭ K. F. Stroheker, *op. cit.*, S. 23.
- ⑮ Cf. S. Dill, *op. cit.*, pp. 174-175.
- ⑯ *Ibid.*, p. 211.
- ⑰ K. F. Stroheker, *op. cit.*, S. 21.
- ⑱ C. Julian, *op. cit.*, t. VIII, p. 128; Cf. K. F. Stroheker, *op. cit.*, S. 15.
- ⑲ J. Gagé, *Les Classes Sociales dans L'Empire Romain*, 1964, pp. 391-393.
- ⑳ Cf. S. Dill, *op. cit.*, p. 180.
- ㉑ J. Zeiller, L'Apparition du mot 'Romania' chez les Écrivains Latins, (*Revue des Études Latines*, 1929, t. 7, pp. 194-198.)
- ㉒ F. Paschoud, *Roma Aeterna, Études sur le Patriotisme Romain dans L'Époque des Grandes Invasions*, 1967, pp. 18-19.
- ㉓ *Ibid.*, pp. 9-13; P. Courcelle, *Histoire Littéraire des Grandes Invasions Germaniques*, 3ed., 1964, p. 23; J. Gagé, *op. cit.*, p. 393.
- ㉔ D. Earl, *The Moral and Political Tradition of Rome*, 1967, p. 102.
- ㉕ J. Gagé, *op. cit.*, p. 393.
- ㉖ S. Dill, *op. cit.*, p. 172.

② F. Paschoud, *op. cit.*, pp. 29-32.

③ 例えば『イタリヤ人の『ORDO URBIVM NOBILIVM』なる長編詩を参照 (Loeb, 1951, v. I, pp. 269-285); cf. N. K. Chadwick, *op. cit.*, p. 53.

④ Cf. F. Paschoud, *op. cit.*, pp. 11-12.

⑤ シュルウス・マホリナールのウァレンティニアヌス三世評である (Sid. Carm. VII, 359).

⑥ この間の政治情勢の展開は、包摂的に、E. Stein, *Geschichte des Spätömischen Reiches*, 1928, SS. 544-554; F. Lot, *op.*

*cit.*, pp. 369-380. また『CONTINERATIO MARCELLIANA』なる

この問題に關しては、C. E. Stevens, *op. cit.*, pp. 36-57, 181-185. 更にこの間のガリア・セナトル貴族の動向の性格如何と云ふ点について、C. シュリアンの主張——ステイファンスの言う、分離主義理論(帝國からの分離、ガリアの獨立)——にひかれるものを感じる。だが、この問題については、すれ他日を期した。 Cf. C. Julian, *De La Gaule a La France*, 1922, p. 216.

⑦ F. Lot, *op. cit.*, p. 380.

### 三、ガリア教会とパトリア・ナトゥラエ

#### I

四一七年三月二二日、登位後わずか四日にして、ローマ教皇ゾシムスは当時ローマに在ったアルル司教パトロクルスの手を介して、全ガリア司教に対する回状(以下、J・三三八と略す)を発行、四世紀末に一応の完成、定着をみたガリアの教会組織体制(これを仮にトリノ体制とよぶ)の再編に強圧的態度をもって着手するにいたった。

《都市アルルの大司教は、常に保持して、たとく——sicuti semper habuit——聖職者叙任において全権を有する。教皇座に従って、かれはプロヴィンキアのヴィエネンシス、ナルポネンシス・プリマ、ナルポネンシス・セクンダをかれのものとして回復する。今後、教皇座の定めと先人達の掟とにそむく者は——Quisquis vero posthac contra apostolice sedis statuta et *praecepta maiorum*——実に大司教によって廃され、前述諸プロヴィンキアにおいて、あえて叙任を行ない、又は不正に叙任された者は、両者とも聖職から遠ざかるものと知るべし。》(傍点、斜体強調、米田)。かくのごときが、ゾシムスによって示された新体制である。《トリノ体制》の原則を定めたトリノ会議のカノンと比較するならば、こ

の回状がアルル司教に対して全く異例の大権を賦与したものであることが容易に理解されるであろう。更に、《ガリアの地域の者も、いかなる聖職にある者も、わがローマに来ることを望む者、もしくは、他の地へ行くことを望む者は、アルル大司教から *formata* を受けとらないでは、他のいかなる方法によっても出立することはできない。》そして、これに反するものは《*communio* から排される》。すなわち、*communio* からの排除という深刻な罰をもって、パトロクルスによる《*litterae formatae*》の作成を手段とするガリア聖界の統轄、これをもつて、教皇座—アルル大司教—ガリア聖界というヒエラルヒーの確立がここでは企図されていることを確認したい。<sup>③</sup>

我々はすでに前章において、五世紀初頭におけるガリアの地の急激な政治情勢の展開をみ、破綻に瀕しつつあったガリアにおける帝国宗主権のガリア支配の最後の要としてのアルルの地位が大きくクローズアップされてくるのを確認した。だとすれば、この回状の企図するところがどこにあるかは自ずと明らかになってくる。おりから、アルルは帝国政府最大の實力者、パトリキウスのコンスタンティウスの居住するところとなり、かれのもとで、僭称帝コンスタンティヌスの短い支配下に南ガリアにまで浸透したマルティヌス勢力は一掃され、<sup>④</sup>かれの強力な支持を背景に聖職売買によってその地位を得たというパトロクルスがすでに四一二年以来アルル司教の地位にあった。<sup>⑤</sup>ゾシムス登位に際してローマに在って積極的に関わったといわれるパトロクルスは、《J・三二八》の発行にも積極的に参加している。<sup>⑦</sup>すなわち、この回状は、ゾシムス、パトロクルス、コンスタンティウスの三者が三位一体となって、ガリアの地にヴィカリウス体制を導入、アルル司教パトロクルスをして教皇のガリアにおける代理者にしたてあげようと企図したものに他ならず、<sup>⑧</sup>したがって、ガリアにおける帝国政府の中枢機関をアルルに集中させた上で、破綻の極にあった帝国政府の支配の体系を教皇を頂点とする強力なヒエラルヒーの体系をもって補填強化しようとする四世紀後半以降、極めて明確になってくる帝国政府の対教会政策の当然の帰結としての帝国政府の熱烈な支持を前提としていた。<sup>⑨</sup>

さて、この時点における《トリノ体制》の再編ということは原則として正しいし、《トリノ体制》の原則に何ら抵触す

るものではない（原則として）。また《トリノ体制》自体、その出発点からその再編が近い将来おこなわれるべきものとしてあった。<sup>⑩</sup>が、《J・三二八》によって示された新体制に対するガリア聖界の反対は必至であった。第一に、急激な再編の動きそれ自体に対して、第二に、アルル司教パトリクルスに対する不信、疑惑の念が根強く存在していたという点において、なかならず第三に、いまだかつて例をみなかった教皇庁のガリア聖界に対する一方的強圧的介入に対する強い反発という点において。予想されたこうした反撃に対処するためにゾシムス・パトリクルスによって採用されたもの、それが、聖トロフィムス伝説といういわば《作られた伝説》<sup>⑪</sup>であって、これをもってゾシムス・パトリクルスはガリア聖界におけるアルル教会の宗主権の歴史的由来として定立し、《トリノ体制》のよってたつところの基底原理に対して、これを凌駕し得る新体制の原理として対置せしめ、事実上、《トリノ体制》の無効を宣し得たのである。<sup>⑫</sup>かくて、聖トロフィムスによる創建以来、アルル教会はローマ教会と直結し、全ガリアの信仰の源であるアルル教会によって、ガリア聖界はローマ教会と結ばれる。したがって、アルル教会への大権の賦予は決して異例のことではなく、《praecepta maiorum》に基づくものであり、新体制こそ常態への復帰である、という前掲ゾシムスの主張はそれなりの一貫性を保持し得ることになる。

しかし、問題はつぎの点にある。すなわち、こうした主張の背後にはローマ教会のガリア聖界に対するある種の宗主権の行使の権利、換言するならば、ガリア聖界に臨むにあたっての《statuta maiorum》<sup>⑬</sup>の護持者としての教皇の宗主権がいわば自明のこととして前提されていることが容易に理解されるのであるが、それでは、この前提はいかなるものとして、《了解》せられ、現実にはいかなるものとして機能していたのか、という問題である。かくのごとき問題を考えるにあたって、我々はまず《ガリア教会》なる主体の確認をおこなわなければならぬ。

さて、オクシデントにおいてクリスト教の伝播が最も遅かったといわれるガリアの地にも遅くとも二世紀後半にクリスト者共同体の存在が確認されることは周知の事実であるが、以後、特に四世紀後半以降、ガリアの地のクリスト者共同体は著しい発展をとげるにいたり、ガリアのほとんどの都市に司教座が創建されるにいたっていることが確認せられる。<sup>⑭</sup>か

くの如き発展をとげたガリアの諸教会は、しかしながら、E・グリップの指摘によれば、十全なる組織性と位階性を有するひとつの求心的統一体を、ついに構成するにはいたらなかったという。<sup>②</sup>この指摘は、例えば、四世紀中葉以降の《大司教管区制度》の導入に伴って、これに即した組織原理を明示しなければならなくなった時、明確な独自の原理をもたなかったが故に、行政組織の借用、転用をもってその組織原理に代えた前述《トリノ会議》の決定においても、その正鵠を得ていることが確認せられる。<sup>③</sup>

だが、他方では、ガリアの地の諸司教が共通の帰属感の下に、単なる地理的名称の域を越えたところの《ガリア教会—Ecclesiae Galliarum vel E. Gallicanae—》なるひとつの共同体を形成、<sup>④</sup>ラインからピレネーにいたる地域において固有の典礼を保持しつつ、<sup>⑤</sup>危機的状况に直面するや、独自の主張を掲げた統一体として顕現するにいたる例をいくつか確認することができる。すなわち、

(i) コンスタンティウス二世治下のアリウス派の抬頭の渦中において、少なからぬ動揺をみせたローマ教会とは対照的にガリアの諸司教のほとんどはポアティエ司教ヒラリウスの強力な個性の下に(当該司教座の地位故にではなく)結集、ヒラリウス追放中も書簡によって密接な連絡を保持しつつ、反アリウス、反コンスタンティウスの姿勢を堅持、ヒラリウスの帰還と呼応するかのようにして開かれた三六〇年のパリ会議では正当信仰の担い手としての自己の立場を誇らかに公言した。<sup>⑥</sup>同会議は、C・ジュリアンによれば、明確にクリスト教界の只中においてガリア聖界の独自の伝統をうちたてようとするものであった。<sup>⑦</sup>

(ii) 三七四年七月に開催されたヴァラアンス会議はアジャン司教フォエバディウスの主宰下に全ガリアから二二名の司教が参加、<sup>⑧</sup>特殊ガリア聖界に関する問題を議すると共に、重大な係争点に直面した場合、同種の会議を開催することを確認した。<sup>⑨</sup>同会議は、クリスト教会にあって自律性を貫き、自らの問題を外部の権威にゆだねることなく、自らの手によって解決せんとするガリア聖界のバルティキュラリスムの性向を顕わにしたものであった。<sup>⑩</sup>

(iii) グラティアヌス帝の要請により開かれた三八一年のアクイレ会議はミラノ司教アムブロシウスの主宰下にイリリクムのアリアニスムの問題が討議されたが、同会議には南東ガリアの六名の司教が列席、うち三名の司教は《legatus Gal-lorum》の資格の下に会議に臨んだ。<sup>④</sup>

以上のことから、我々は四世紀中葉以降総体として把握し得る《ガリア教会》なる主体に関して、その内実は、明確な組織原理をもたないが故の無政府主義的状況を呈し、<sup>⑤</sup>したがって、本来的に他者依存的な、すなわち外部に対するときはじめ一つの総体として把握し得るものとして、いわば《ネガティブな統一体》として定義づけることが可能であろう。かかる《ネガティブな統一体》、これが《ガリア教会》なる実体に他ならない。

かくのごときガリア教会に対して、ローマ教会は四一七年にいたるまで何ら積極的な宗主権を行使してはいない。成程、ダマス以降、帝国政府を背景としてローマ教皇の権威は飛躍的に増大、<sup>⑥</sup>使徒ペテロの後継者としての教皇の権威は西方の全クリスト教界に受けいれられ、かかる状況は、ガリアにおいても例外ではなかった。<sup>⑦</sup>しかしながら、ガリア教会にとってはローマ教会は、西方における唯一の使徒の創建にかかる教会として、かつまたその母教会として、その大いなる権威は受けいれられながらも、<sup>⑧</sup>その権威はあくまでも伝統的権威であるにとどまり、またダマスあるいはシリキウスに帰せられるガリアへの最初の教皇令の送付、<sup>⑨</sup>以来、ゾシムスにいたるまでの教皇庁もまたガリア教会に対するに、かくのごとき伝統的権威をもつてのみ終始し、何らかの強制力を伴った宗主権に関しては、意識する、しないを問わず、これを現実に行使してはいないことが確認せられる。インノケンティウスが四〇四年の教皇令《J・二八六》において、パウロ書簡に依拠しつつ自らに課した正統信仰の伝統の擁護者としての役割、<sup>⑩</sup>ここに典型的にあらわれているかかる役割にもとづいた権威、これがガリア教会、ローマ教会の両者間に《了解》<sup>⑪</sup>されていた、《statuta maiorum》なる語をもつてその基盤としたガリア教会に対するローマ教会の権威に他ならなかったのである。

かくのごとき両者の関係は、ヒスパニアを席卷したプリスキリアニスムの問題が、ガリアにおいて、俗権の介入をまねき

つつ、トレレーヴ司教フェリックスの叙任をめぐるガリア教会の分裂、というより錯綜した状況を現出せしめるにいたった時、かかる危機克服のため、ガリア教会が助言を求め指導を求めたのはミラノ司教アムブロシウスに対してであってローマ教皇に対してではなかったという事実に集約的に示されている。かくして、三九八年、(一)、教会組織の確立、(二)、フェリックスの退陣によるガリア教会の統一の回復、という四世紀のガリア教会が直面した最大の課題ととりくむべく開かれたトリノ会議は、《ガリアの諸プロヴィンシアの聖職者達の要請に基づいて—Ad postulationem provinciarum Galliae sacerdotum—》ミラノ司教の下に開かれ、同会議の決定はアムブロシウスの聖なる思い出とローマ教皇の權威とによって発効されることになる。<sup>⑩</sup>この間の事情に関して、L・ドウシェーヌは、当時のローマの權威は《autorité traditionnelle》ミラノのそれは《autorité pratique》なものであった、と論じているが、適切な指摘であるといわなければならないだろう。<sup>⑪</sup>

さて、前出教皇令《J・二八六》中の裁判権に関する二項目は、ドウシェーヌによれば、教皇庁が、ガリア教会に対してミラノ司教の有するアムブロシウス以来の強力な影響力を排し、当地に対する教皇権の拡大を企図するものであったという。<sup>⑫</sup>だが、この教皇令は、北ガリアの個別司教に送付されたにとどまり、その限りではかかる教皇庁の企図は非常に消極的なものにとどまったといえるのであって、したがって逆に、帝国政府との結びつきの故にヒエラルヒッシュな体制の構築を企図せざるを得ない教皇庁の介入を嫌う南東ガリアを中心とするガリア教会の強固なパルティキュラリスムの性向の証左として位置づけることができるであろう。

以上の考察から四一七年三月にはじまるゾシムスの積極的介入を、教皇庁とガリア教会との関係の中で位置づけるならば、それは、一挙にガリア教会を教皇庁の《autorité juridictionnelle》の下におくことにより、教皇庁を頂点とするヒエラルヒーの体系下に組みこもうと企図する、前例をみないものであったことが容易に確認され得るであろう。かかる介入に直面して、そのパルティキュラリスムの性向を顕在化せしめたガリア教会は、果敢な抵抗を展開するにいたるのであるが、

三十数年にわたってガリア教会の重鎮として北イタリアにおいても多大の尊敬を勝ちとっていたマルセイユ司教プロクルスを中心として、アルル教会の二分という最悪の事態を招来せしめつつ、南ガリアでくりひろげられたかかる抵抗運動は、当面は、単なる受身的な性格をもつものにとどまろうとも、必然的にバルティキュラリスムの性向の一層の急進化から、ひいては、《ポジティブな組織体》の形成へとむかうものであり、それ故に、少なくとも教皇庁にとっては、セパラティスムの性格を濃くしていくものとしてあった。ゾシムス没（四一八年十二月三日）後、急転換をみせた、ボニファキウス、ケレスティヌスの二教皇によって遂行された対ガリア政策は、かくのごとき脈絡においてその正しい位置づけがなされなければならぬ。すなわち、すでに四二二年、ボニファキウスは、ナルボンヌ司教ヒラリウスに送付した教皇令《J・三六二》において、パトロクルスのロデーブ司教叙任を非難、パトロクルスの *Narbonensis Secunda* に対する統轄権を否定し、事実上、ゾシムスの政策の失効を宣しているが、これは明らかに、ガリアの地のバルティキュラリスムの性向のより一層の急進化を防ぐためのものであった。さらに、四二六年のパトロクルスの殺害に関してプロスベルスの伝える意味深長な記事もまたかかる政策の延長上で吟味しなければならないだろうし、その時、危機的事態を招来せしめた張本人たるパトロクルス暗殺の背景に、帝国政府の暗黙の了解があり、さらに教皇庁もこれに関与していたと想定することは決して無理ではないだろう。かくして、教皇庁はゾシムスの政策の挫折と放棄とを自らの手で宣告したわけであり、四二八年には、南ガリアの諸司教に送付された教皇令《J・三六九》において、ケレスティヌスは、前述ボニファキウスの教皇令を再確認することによって、ゾシムスの企図を全く否定しざるガリア教会の組織に関する新原則を提示することになる。この内容は、事実上、《トリノ体制》の原則の追認に他ならなかった。

## II

さて、アルルでは、飽くことなき権力への意志を貫かんとして斃れたパトロクルスの後、四二八年になってレラン修道

院からホノラートゥス（四二九年没）、ついでヒラリウスが司教として迎え入れられ、かれらの手によって、アルル教会浄化のための《強いられたのではなく、自由意志から出た改革》<sup>⑧</sup>が断行され、特に、アルル教会の再建に深刻な決意をもつてあつたヒラリウスの下で、かかる企図は一応の成功をみ、四三〇年頃のマルセイユ司教プロクルスの没後には、アルル司教の影響は南ガリアに広く及ぶにいたつてゐる。<sup>⑨</sup>プロクルスの死は、この間のガリア教会の変質、もしくは発展を考へる場合、極めて象徴的であつたといえる。すなわち、すでにみた通り、《トリノ体制》<sup>⑩</sup>下にあつて、別格の大権を付与せられ、ガリア聖界において揺ぎない地歩を占めていたマルセイユ司教の地位が、あくまでもプロクルス個人の威信（例えば、ヒラリウスによって、《その人の記憶は、今日、我々の糧である》<sup>⑪</sup>と、その死後も深い尊敬の対象となつてゐるがごとき）に由来するものであつたのに対して、ホノラートゥス、ヒラリウス、二代にわたる《僧形の司教》の時代には、アルル司教の地位そのものが南ガリアを中心に確固たるものとなつてゐた、という点においてである。この点に関して、いさ少し考察を進めてみよう。

四三九年、アムブラン司教叙任に介入したヒラリウスの下に開かれたリエーズ会議には、Alpes Maritimes, Viennensisの南部、Marbonensis Secunda から十三名の司教が列席したが、この会議以降、従来の大司教管区の枠を越えた規模で相ついで開かれた、四四一年のオランジュ、四四二年のヴェンソンの各会議は、グリップによれば、（一）、定期的に開催されるという原則の下に、（二）、いずれもヒラリウス主宰下に開かれ、（三）、欠席者は非難され、参加を促される、というヒラリウスの主導する《常設された統治機関》の性格を有してゐた。<sup>⑫</sup>すなわち、かくのごとき性格を有する会議を通して、アルル司教ヒラリウスは、まさにかつてゾシムスがパトロクルスに付与せんとした地位を南ガリアの地に確立するにいたつてゐるのである。ではアルル司教としてのヒラリウスのかかる権威の行使は何故に可能であつたか。これについては、グリップはつぎのように論じる。《ヒラリウスの同僚司教に対する威信は、都市アルルの政治的重要性とあいまって、（アルル教会の）諸特権の拡大に大きく寄与した》<sup>⑬</sup>と。しかしながら、この説明には承服しがたいものがあるといわなければ

ならない。確かに、プロクリス没後、『Gemma sacerdotum』<sup>⑩</sup>としてのヒラリウスの威信は他に並ぶべきものがなかった程のものであった。だが、アルル司教としてのヒラリウスの威信とマルセイユ司教としてのプロクリスの威信とは、決してそのニュアンスは同じではなかった。何故ならば、ヒラリウスがアルル司教として行使した諸特権は、ヒラリウスの没後も、アルル司教の諸特権として後任司教に受けつがれるべきことが、ガリア聖界に期待されていたからである。<sup>⑪</sup> 強固な十全なる組織体制の確立をめざすヒラリウスの企図を正確に把握しながらも、かかる企図の一定程度の成功をヒラリウス個人の資質に還元し、かかる企図がガリア聖界に受け入れられた基盤としての、当時の南ガリア聖界の情勢との関係の吟味が充分になされていないという点において、我々はグリッフのかかる説明に満足しないのである。

さて、前出教皇令『J・三六九』において、ケレスティヌスは、ガリア教会における聖職者間の僧衣着用という新風潮の流行に対して、古来から遵守されてきた伝統の著しい侵害であるとして、強い警告を発しているが、<sup>⑫</sup> 南ガリア諸司教へのこの教皇令の送付が、ホノラートゥスのアルル司教就任直後であること、この時期には、すでに、レラン修道院は、南ガリアにあつて確固たる地歩を占めるにいたっていること、を考えあわせるならば、この警告が、南ガリアに急速に看過できない影響力を及ぼし始めるにいたっていた同修道院の存在に対する危惧、不信の念に基づいたものであることは疑いない。<sup>⑬</sup> すでにみた如く、レラン修道院を軸とする『レラン・シュール』は、聖界に頭われた当時のガリア・セナトール貴族の同族団的結合への志向の所産としての性格を有していたのであり、南東ガリアの地に強固な司教職の独占相続を達成していくものとしてあった。だとすれば、本論文の考察の脈絡において、レラン修道院に対するケレスティヌスの危惧が全く的是なものではないことが容易に理解されるであろう。かくて、我々は、グリッフに対して、ガリア教会の先へのべたがごとき変質の担い手となり、それ故に、ヒラリウスのアルル司教としての権威の行使を組織的に保証したものとして『レラン・シュール』を措定せしめることが可能となるであろう。

かくして、レラン修道院という組織的保障を背景として、ヒラリウスの主導下に、いわば『ネガティブな統一体』から

《ポジティブな統一体》へと急速な脱皮を開始したガリア教会と教皇庁との再度の対決は必至となる。そして、この対決は、かかる過程において位置づけられるが故に、ゾシムス時代のそれとは性格を全く異にする極めて《はげしい》ものとなるであろうことは明らかであった。四四四年のヒラリウスによるブザンソン司教罷免に端を発し、翌四四五年のウァレンティニアヌス三世帝権の介入をもってその頂点に達するヒラリウスと大教皇レオとの対決<sup>⑥</sup>がこれであった。

さて、四三〇年代以降、ここにいたるまでの以上みてきたがごときガリア教会の自律的發展の質は、かかる發展が《レラン・シューレ》によって担われていったことを想起するならば、当時のガリア・セナトール貴族が総体として有していた性向と本質的には同じものであったことが容易に理解される。すなわち、そこでは、ローマ教皇に對して、伝統的權威を認めつつも、ローマ教皇を頂点とするヒエラルヒーの傘下に入ることに關しては、これを拒み、《パトリアー・ナトゥラエ》に依拠したところの独自の伝統と主張とをもったひとつの組織体として自らを描定せしめるといふ積極的な姿勢があったといえるのである。本章の表題を《ガリア教会とパトリアー・ナトゥラエ》とした所以である。

- ① 教皇令・Placuit Apostolicae, (M. G. H., Epist. III, col. 5-7)  
なお、本章において最も中心となる史料は、五世紀初頭の教皇インノケンティウスから同世紀後半のヒラルスにいたるまでの約六〇年間に、ガリア聖界に送付された三四通を数える教皇令であるが、この教皇令に關して、P. Jaffé, *Regesta Pontificum Romanorum*, 1865, をこわはインデクスとして使用した。本論文中の J・三三八 という番号は、このヤッフエ、一九六五年版の番号による。

- ② トリノ會議の決定では、①、マルセイユ司教ブロクルス個人に對して、その存命中のナルボネンシス・セクンダに對する統轄權を認め(カノン I)。③、ヴィエネンシスに關しては、アルル司教とヴィエネン司教とがこれを二分して統轄することが定められている(カノン II)。

なお、トリノ會議のカノンに關しては、その Praefatio, Canon I に  
「*in quibus Gallia Christiana Novissima*」(以下 G. C. N., 以下略)と  
Marselle, 1899, pp. 8-9, 44-47 Canon II: G. C. N., Artes, 1900,  
p. 18, 参照。

- ③ Cf. T. S. Holmes, *op. cit.*, p. 364.  
④ L. Duchesne, *Fastes Episcopaux de l'ancienne Gaule*, t. I, 1907, pp. 96-97.  
⑤ «Patroclus Arelatensis Episcopus infami mercatu sacerdotia venditare ausus» Chronica Gallica, 74, (M. G. H., A. A., IX, col. 654.); cf. T. S. Holmes, *op. cit.*, p. 363.  
⑥ L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, p. 98.



- ⑤ カント聖詔に表はるローマ教皇の終世經の裁断に對し、正統紀に於ける教皇令に對し、そのいふを、*無難*にあらざる。その故を、*時*に因せ。因○因せ。二民一、*正田*に教皇令、*Etsi Tibi Frater* (J. 286), J.-P.-Migne, P. L., t. XX, col. 402. といふ。同様の無難を、*Statuta patrum*, 'Cum adversus statuta', (J 331), M. G. H., Epist. III, col. 7: «Piaeccepta maiorum» (J 328) といふ。同様にあらざる。
- ⑥ F. Lot, *op. cit.*, p. 327.
- ⑦ Cf. É. Griffe, *op. cit.*, t. I, pp. 24-35; T. S. Holmes, *op. cit.*, ch. 2.
- ⑧ J. R. Palanque, *Les Métropoles Ecclesiastiques a la Fin du IV<sup>e</sup> siècle*, (A. Fliche et V. Martin, *Histoire de L'Église*, t. III, 1950, p. 462.)
- ⑨ É. Griffe, *op. cit.*, t. I, p. 332.
- ⑩ 三國三年のキリシタ金繼ぐのガリノ諸聖職の出題に於て、同金繼ぐハノンのガリノ輸入を認めざる。Cf. Ibid., t. I, p. 334.
- ⑪ 聖職者⑤の參照。
- ⑫ É. Griffe, *op. cit.*, t. I, p. 332; C. Jullian, *op. cit.*, t. VIII, p. 321.
- ⑬ C. Jullian, *op. cit.*, t. VIII, p. 322, n. 6; cf. É. Griffe, *op. cit.*, t. II, p. 198; *ibid.*, t. III, ch. V.
- ⑭ Cf. T. S. Holmes, *op. cit.*, pp. 143-145, 154-156; É. Griffe, *op. cit.*, t. I, pp. 239, 262-263, 331, 342.
- ⑮ C. Jullian, *op. cit.*, t. VII, p. 219; *ibid.*, t. VIII, p. 322.
- ⑯ L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, pp. 365-366.
- ⑰ É. Griffe, *op. cit.*, t. I, pp. 343-344.
- ⑱ C. Jullian, *op. cit.*, t. VII, p. 253, n. 4.
- ⑲ G. C. N. Marseille, p. 7, n. 10; cf. É. Griffe, *op. cit.*, t. I, p. 342.
- ⑳ J. R. Palanque, *op. cit.*, pp. 464-465.
- ㉑ J. Gaudemert, *op. cit.*, pp. 431-432; T. S. Holmes, *op. cit.*, pp. 340-348.
- ㉒ É. Griffe, *op. cit.*, t. I, pp. 104-105.
- ㉓ *Ibid.*, t. II, pp. 175-178; C. Jullian, *op. cit.*, t. VIII, pp. 307-310, p. 307, n. 3.
- ㉔ カントノの最初の教皇令 'Ad Gallos Episcopis' に因る。J. R. Palanque, *L'Expansion Chrétienne*, (A. Fliche et V. Martin, *op. cit.*, t. III, p. 482.)
- ㉕ 教皇令 'Etsi tibi frater', (J.-P. Migne, P. L., t. XX, col. 469.); cf. É. Griffe, *op. cit.*, t. II, pp. 175-178.
- ㉖ トキキキントニクダに因る。T. S. Holmes, *op. cit.*, pp. 217-273; É. Griffe, *op. cit.*, t. I, pp. 316-323.
- ㉗ Cf. *Ibid.*, t. I, pp. 332-340.
- ㉘ G. C. N. Marseille, p. 8, n. 11.
- ㉙ É. Griffe, *op. cit.*, t. I, pp. 328-329.
- ㉚ L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, p. 93; cf. É. Griffe, *op. cit.*, t. I, p. 351.
- ㉛ (第12) '聖職者間の争ひ'、そのトキキキントの同金繼ぐに於て、*ローマ*教皇の裁断に於て、そのいふを、*無難*にあらざる。その故を、*時*に因せ。因○因せ。二民一、*正田*に教皇令、*Etsi Tibi Frater* (J. 286), J.-P.-Migne, P. L., t. XX, col. 402. といふ。同様の無難を、*Statuta patrum*, 'Cum adversus statuta', (J 331), M. G. H., Epist. III, col. 7: «Piaeccepta maiorum» (J 328) といふ。同様にあらざる。
- ㉜ L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, pp. 94-95.
- ㉝ 上の教皇令は、キリシタの同教に於て、そのいふを、*無難*にあらざる。その故を、*時*に因せ。因○因せ。二民一、*正田*に教皇令、*Etsi Tibi Frater* (J. 286), J.-P.-Migne, P. L., t. XX, col. 402. といふ。同様の無難を、*Statuta patrum*, 'Cum adversus statuta', (J 331), M. G. H., Epist. III, col. 7: «Piaeccepta maiorum» (J 328) といふ。同様にあらざる。
- ㉞ É. Griffe, *op. cit.*, t. II, p. 176.

- ④ Cf. S. Hilarius, *Sermo de Vita S. Honorati*, C. VI, 28. (J. P. Migne, P. L., t. L, col. 1264.)
- ⑤ *この説書は* *レラン* T. S. Holmes, *op. cit.*, pp. 362-367; L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, pp. 95-112; E. Griffe, *op. cit.*, t. II, pp. 147-154. 参照。
- ⑥ 参照令 'Difficile Guidem', I. (J. P. Migne, P. L., t. XX, col. 772-773); cf. P. Jaffé, *op. cit.*, col. 54.
- ⑦ *レラン司教* *レラン* *軍団司令官のレラン* *なる者* *に* *て* *多数の刺傷を受けて殺害された。この犯行は* *レキヌナル* *の* *レラン* *のフョリマックスの命令に* *なるもの* *に* *な* *られた。更に* *この結果* *ローの聖書* *助祭のレマックスが財産を没収* *分配された* *上* *殺された* *Prosperi Thronis Epitoma chronicon, 1292. (M. G. H., A. A. t. IX, col. 471.)*
- ⑧ Cf. T. S. Holmes, *op. cit.*, p. 367; L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, p. 112.
- ⑨ 参照令 'Cuperemus quidem', (P. Jaffé, *op. cit.*, col. 55.); cf. E. Griffe, *op. cit.*, t. II, p. 153.
- ⑩ L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, p. 256; cf. E. Griffe, *op. cit.*, t. II, pp. 239-241.
- ⑪ Cf. S. Hilarius, *Sermo de Vita S. Honorati*, C. VI, 28. (J. P. Migne, P. L., t. L, col. 1265.)
- ⑫ Cf. T. S. Holmes, *op. cit.*, p. 455.
- ⑬ Cf. *Ibid.*, pp. 456-457.
- ⑭ 参照 *⑥* *参照* Cf. E. Griffe, *op. cit.*, t. II, pp. 149-152.
- ⑮ S. Hilarius, *Sermo de Vita S. Honorati*, C. II, 13. (J. P. Migne, P. L., t. L, col. 1256.)
- ⑯ E. Griffe, *op. cit.*, t. II, p. 154. *は* *十三日の* *同参照* *同参照*

は次の通りである。

ヒラリウス (アルル)、クラウディウス (ディエ)、アウスビキウス (ヴェノン)、ネクタリウス (アヴィニオン)、テオドルス (フレジエ)、エリウス (アプト)、マクシムス (リエーズ)、セヴェルス (ヴァンス)、クラウディウス (カステラヌ)、セヴェリアヌス (トラム)、ウアレリアヌス (シニエ)、アスクレピウス (カヴェロン)、コンスタンティアヌス (カルパントラ)、アルカディウス (司教座不明)。

⑮ このふたつの会議に列席した司教、もしくは司教代理を派遣した司教名と司教座は次の通りである。

ヒラリウス (アルル)、クラウディウス (ヴィエンヌ)、<sup>①</sup>エウケリウス (リヨン)、サロニウス (ジュネーヴ)、コンスタンティアヌス (カルパントラ)、アウスビキウス (ヴェノン)、エリウス (アプト)、ネクタリウス (アヴィニオン)、ケレティウス (マルノーブル)、テオドルス (フレジエ)、マクシムス (リエーズ)、ユストウス (オランジエ)、インゲヌウス (アムン)、<sup>②</sup>ウラスタリウス (トローロン)、<sup>③</sup>クラウディウス (カステラヌ)、<sup>④</sup>アウデンティウス (ディエ)、<sup>⑤</sup>セヴェリアヌス (トラム)、<sup>⑥</sup>アルメンタリウス (アンティエ)、<sup>⑦</sup>ウアレリウス (シニエ)、<sup>⑧</sup>アスクレピウス (カヴェロン)、<sup>⑨</sup>アグレスティウス、<sup>⑩</sup>ヤバルス (ヴァンス)、<sup>⑪</sup>コンスタンティアヌス (カステラ)、<sup>⑫</sup>カリマド (カッラマン)

な<sup>⑬</sup>はオランジ会議での<sup>⑭</sup>はヴェノン会議での<sup>⑮</sup>出席した司教名は、cf. L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, pp. 367-8.

⑮ E. Griffe, *op. cit.*, t. II, pp. 155-158.

⑯ *Ibid.*, pp. 154-155; cf. F. Pinz, *op. cit.*, S. 51.

⑰ Epitaphium S. Hilarii, (J. P. Migne, P. L., t. L, col. 1245.)

⑤② このことはつぎの事実から断言できる。すなわち、四四四年のヒラリウスのフザンソン司教罷免問題への介入は、ガリア教会と教皇庁との五世紀における再度の対立を招来せしめるところとなり、この対立は四四五年六月のワーレンティニアヌス三世帝権の介入にまで発展する。かかる俗権の介入によって屈服したヒラリウスは四四九年に没するが、後任アルル司教ラヴエンニウスは、四五〇年、南東ガリアの十九名の司教と連名で教皇レオに対してヒラリウス時代のアルルの地位の回復を要請している。<sup>⑤③</sup> ‘PRECIS NISSAS AB UNIVERSIS EPISCOPIS AD LEONEM PAPAM’, (M. G. H., *Epist.* III, col.

## むしろ レラン修道院運動

さて、すでに前章までの考察を通して明らかになったごとく、四世紀末から五世紀にかけてのガリアの地の急激な政治情勢の展開と密接な因果関係をもって設立されたレラン修道院は、その創設当初から、セナトール貴族出身聖職者の拠点としての性格、すなわち、特異な政治姿勢と階級意識とを自らの内に醸成せしめていた当時のガリア・セナトール貴族の聖界における拠点としての性格を有するものとしてあった。したがって、かかる性格を有したレラン修道院を結集軸とする司教団によって担われ、南東ガリアの地に展開された、いうところの《レラン修道院運動》とは、当時のガリア・セナトール貴族が総体として有していたところの趨勢をその性格として有していたことができる。レラン修道院運動は、なによりもまず、ガリア・セナトール貴族の同族团的結合への指向の顕われとしての司教職の独占相統を媒介とする強固な同族团的結合体を聖界において達成していくものとしてあったのであり、対外的には、《パトリア・ナトゥラエ》に依拠したところの、独自性、あるいは自律性の強調という性格を有するものとしてあった。そして、レラン修道院運動の有したかくのごとき性格が、一方では、四世紀後半のポアティエ司教ヒラリウスの主導下に闘わされたアリウス派論争の渦中

18-19); cf. 教皇令 ‘Lectis dilectionis’ (J. 450), (M. G. H., *ibid.* col. 20-21); cf. L. Duchesne, *op. cit.*, t. I, pp. 121-123; E. Griffe, *op. cit.*, t. II, pp. 160-162.

⑤③ 教皇令 ‘Cuperemus quidem’, C. I, 2. (J. P. Migne P. L., t. I, col. 431.); cf. E. Griffe, *op. cit.*, t. II, p. 177.

⑤④ *Ibid.*, t. II, pp. 222-223; T. S. Holmes *op. cit.*, pp. 367-368.

⑤⑤ かくのごとき四四四年から四四五年にかけての教皇庁とガリア教会との緊張関係の推移に關しては、E. Griffe, *op. cit.*, t. II, pp. 159-164, 201-212; T. S. Holmes, *op. cit.*, pp. 369-376, 457-462.

から、ひとつの趨勢として顕著になってくるところの、クリスト教界の只中であって、独自の伝統と主張とを掲げた統一体をガリアの地にうちたてようとするガリア聖界のパーティキュラリスムの性向に、内側から、より十全なる組織性を付与せしめることによって一層の拍車をかけ、ガリア聖界のかかる趨勢を補填、強化せしめることとなり、その結果『ガリア教会』のいわば、『ネガティブな「主体」からポジティブな主体』への脱皮を促すこととなるのであり、また他方では、いわば時代の要請としてあったところの、俗界における政治的指導層としての資質と、修道士的教育と訓練とを受けることによって獲得せられたクリスト教化のための強力なる前衛としての資質とを兼ね備えたところのセナトル貴族出身聖職者をガリアの地に送り出すことによって、チャドウィックの言う『ガリア教会の英雄時代』<sup>①</sup>を現出せしめることとなってゐるのである。

ガリアにおけるローマ支配の終焉前夜において、レラン修道院運動が有した意義と同修道院運動が担った役割とは、まさに、以上のごときものであった。

ここで容易に理解され得るように、このような意義を有したレラン修道院運動のその十全なる展開を約束するところとなったものは、ローヌ峡谷沿いに、明確に独自の政治勢力としてみずからを指定せしめていたセナトル勢力の存在であり、したがって、ガリアにおけるローマ支配の終焉とともに、南東ガリアの地のセナトル勢力が、まさしくガリアの一方地方勢力としての存在意義しか有さなくなると共に、レラン修道院運動の全ガリア的な展開は急速に南東ガリアの一角に収束していかざるを得なくなるのである。<sup>②</sup>

だが、六世紀に入ってすぐにはじまる、いうところの『教会の野蛮化』に抗するものとしてのレラン修道院運動の意義は極めて大きいものがあつたといえるであらうし、また、レラン修道院運動の伝統はローマ教皇庁に対する独自性、自立性の強調として、根強い影響を後世にまで伝えるところとなる。T・S・ホームズが、レラン修道院出身聖職者を中核とする当時のガリア教会の動向をもって、ガリカニスムの萌芽であるとする所以である。<sup>③</sup>

だが、これらの問題は、本稿がみずからに設定した《地平》の彼方にある問題であろう。したがって、本稿における考察はこれをもってひとまずしめくくりたいと思う。

① N. K. Chadwick, *op. cit.*, pp. 275 sq.

② F. Plinz, *op. cit.*, SS. 55-56.

③ T. S. Holmes *op. cit.*, pp. 452-453.

(京都大学大学院生・  
)

The Monastic Movement of Lérins: The Attitude of  
the Gallic Senatorial Aristocracy Outstanding in  
the Religious World in the 5th Century

by

T. Yoneta

The particularistic tendency of the Gallic Episcopate, which had become more and more conspicuous in the Arian Controversy from the late 4th century onwards and had intended to establish in Gaul a united body which clarified its original tradition and its own opinion, got actualized through the first half of the 5th century and further brought an important change in quality within the Gallic Church (ECCLESIAE GALLIARUM vel E. GALLICANAE).

In this article, I tried to grasp the change as a break from a negative "body" to a positive one of the Gallic Church with the 430's as a turning-point, and to trace the cause of this change to the Monastery of Lérins which was rapidly extending its influences mainly in the southeast Gaul in those days and to the solid body of the prelates from the Senatorial Aristocracy concentrating in this Monastery.

The Monastery of Lérins was the ecclesiastical base of the Gallic Senatorial Aristocracy who were aiming at the accomplishment of a consanguineous body in the religious world as well as in the secular world through the medium of an exclusive succession of the episcopate.

Therefore, the course of the change in quality within the Gallic Church caused by those forces corresponded with the tendency of the whole Gallic Senatorial Aristocracy in those days.

The Genealogy of the Scythian Bridles

by

T. Yamamoto

The scythian bridles found from northern and eastern regions of the Black Sea are typologically divided into several groups: bits can be